

(設置)

第1条 教務委員会規程（平成22年規程第31号）第2条第2号に基づき、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）に、共通工房を置く。

(目的)

第2条 共通工房は、専攻等の枠組みを越えた全学的な共通の施設として利用され、教育・研究及び社会連携活動等の質の向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 共通工房は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 共通工房の利用に関すること。
- (2) 共通工房の管理に関すること。
- (3) その他共通工房が前条の目的を達成するために必要なこと。

2 前項に掲げる業務は、別に定める金沢美術工芸大学共通工房内規等に基づき取り扱うものとする。

(組織)

第4条 共通工房は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 共通工房長（以下「工房長」という。）
- (2) 副共通工房長（以下「副工房長」という。）
- (3) 共通工房を担当する教育研究審議会委員（以下「審議会委員」という。）
- (4) 事務局次長及び技術専門員

2 工房長は、教務を担当する教育研究審議会委員をもって充てる。

3 副工房長は、大学院運営を担当する教育研究審議会委員をもって充てる。

4 審議会委員は、美術科、デザイン科、工芸科に所属する各1人を学長が指名する。

但し、工房長、副工房長が審議会委員を兼ねる場合がある。

5 工房長、副工房長、審議会委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 工房長は、第3条に掲げる業務の執行上必要があると認めるときは、共通工房の会議等を開催し、その長となるものとする。

2 工房長は、業務のうち重要な事項について共通工房の会議等を経て、教務委員会及び大学院運営委員会に報告若しくは打診し、又必要のあるときは承認を得るものとする。

(意見の聴取)

第6条 工房長は、必要があると認めるときは、共通工房の会議等に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。